

環境にやさしい農業の取組を支援します

～令和5年度 環境保全型農業直接支払交付金 のご紹介～

支援の対象者



- 本交付金に取り組む複数戸の農業者を含む農業者グループが支援対象です。
- ただし、一定の条件を満たす個人の農業者（農業法人を含む）も、市町村が特に認める場合は支援対象になります。（対象者の詳細については、6ページをご覧ください。）

対象者及び事業の要件

- 取組者は全員、**GAP指導員等による指導や研修または農林水産省が提供するオンライン研修を受講**（法人の場合は代表者や生産管理担当者が最低1名研修を受講）し、**みどりのチェックシートに定められた取組を実施**してください。

* GAP認証等を取得している場合は、研修の受講及びみどりのチェックシートの提出は不要です。

- 取組を行う作物（主作物）は、販売を目的に生産してください。
- 取組者全員が自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）*を1つ以上実施してください。

* 原則、農業者団体として共通の推進活動に取り組んでください。（推進活動の詳細は6ページをご覧ください）なお、取組面積の過半が中山間地または指定棚田地域の場合、推進活動の免除の適用を受けられます。

【みどりのチェックシートについて】

- みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産に係る取組を実施したうえで、みどりのチェックシートをチェックし、実施状況報告書等と一緒に提出します。

取組項目：化学合成農薬の使用量の低減、化学肥料の使用量の低減、

温室効果ガス・廃棄物の排出低減、農作業安全

- チェックシートに定められた**全項目にチェックが必要**です。（ただし、該当しない場合は除きます）
- 各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管してください。（GAP指導員等による抽出検査の際に提示を求めることがあります）

支援対象となる取組

【全国共通取組】

- ・有機農業
- ・堆肥の施用
- ・カバーコロップ
- ・リビングマルチ
- ・草生栽培
- ・不耕起播種
- ・長期中干し
- ・秋耕

【地域特認取組】

- ・冬期湛水管理
- ・江の設置
- ・炭の投入
- ・IPMと組み合わせた
畠畔除草及び秋耕

【取組拡大加算】

- ・有機農業の取組
拡大に向けた支援

NEW

【 支援対象となる主作物について 】

○新潟県で支援対象とする主作物は、県で慣行レベル*を定めている品目です。

*慣行レベルとは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、地域別・品目別に定めた「新潟県における節減対象農薬及び化学肥料使用量の地域慣行栽培基準」のことです。

○主作物は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組または有機農業の取組を行う必要があります。

全国共通取組

有機農業

国際水準(有機JASの水準)に基づく有機農業の取組

効果

- 農薬を使用しないことで、生物多様性の保全に貢献
- 自然循環機能の増進や環境負荷の軽減に貢献 等

支援単価

《通常単価》12,000円/10a (※そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)

《加算措置適用》14,000円/10a (※そば等雑穀・飼料作物は加算対象外)

※加算措置の対象となるのは、土壤診断を実施し、併せて堆肥の施用、カバーコロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施した場合です。

【国際水準の有機農業】

- ① 主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していない*こと
*「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び土壤改良資材、別表2の農薬は使用できます。
- ② 土づくり技術を導入していること
- ③ 周辺から使用禁止資材が飛来または流入しないように必要な措置を講じていること
- ④ 播種又は植付け前2年以上* 使用禁止資材を使用しないこと
*ただし、転換期間中は1回に限り2年間(多年生植物の場合は3年間) 支援対象とする。
- ⑤ 有害動植物の防除を適切に実施していること
- ⑥ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

取組拡大加算

本交付金を受給している農業者団体が、令和5年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動を支援します。

効果

- 有機農業の定着、拡大

支援単価

4,000円/10a (新規取組面積あたり)

※指導等を行う農業者と指導等を受ける農業者の双方が、令和5年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物を除く)を実施する必要があります。

堆肥の施用 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

～ 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ～

土壤診断を実施した上で、主作物の栽培期間の前後いずれかに堆肥*を施用する取組

* C/N比(堆肥に含まれる炭素量と窒素量の比率)が10以上の堆肥

効 果

- 土壤への炭素貯留(CO₂削減)が図られ、地球温暖化防止に貢献
- 堆肥施用に併せて化学肥料を低減し、水質等環境への負荷軽減



堆肥施用量・支援単価

施用対象作物	堆肥の種類	施用量(10a当たり)	支援単価(10a当たり)
水 稲	牛ふん堆肥または豚ぶん堆肥	0.5t以上～概ね1.0t未満	2,200円
		概ね1.0t以上	4,400円
	上記以外の堆肥	概ね1.0t以上	4,400円
水稻以外	牛ふん堆肥等	概ね1.5t以上	4,400円

カバークロップ + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を栽培し、土壤にすき込む取組

効 果

- 土壤への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献



種子のカタログの播種量以上を播種してください。

支 援 単 価 6,000円/10a

リビングマルチ・草生栽培 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

リビングマルチであれば主作物の畝間、草生栽培であれば果樹または茶の園地に緑肥を作付けた後、すき込み等を行う取組

効 果

- 土壤への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献

支 援 単 価

- リビングマルチ 5,400円/10a (小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用する場合3,200円/10a)
- 草生栽培 5,000円/10a

不耕起播種 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

ほ場の全面耕起をせずに播種を行う取組

- ※ 支援対象作物は麦(小麦、二条麦、六条大麦、はだか麦)、大豆のみです。
- ※ 前作の畠を利用し、畠の播種部分のみ耕起する専用播種機を用いて播種を行ってください。
- ※ 播種前に茎葉処理型の除草剤を散布してください。



効 果

- 耕起を行わないことで有機物の分解が抑制され、地球温暖化防止に貢献

支援単価 3,000円/10a

長期中干し + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

溝切りを実施した上で14日以上の中干しを行う取組

- ※ 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で連続14日以上の中干しを実施してください。



効 果

- 中干し期間を長くすることで、土壤中のメタン発生を抑制し地球温暖化防止に貢献

支援単価 800円/10a

秋 耕 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

水稻の収穫後に耕うんを実施し、翌春に水稻の作付(湛水)を行う取組

- ※ 次期作が水稻以外の作物の場合は支援対象外となります。
- ※ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施してください。



効 果

- 収穫後の稻わらをすき込むことで、翌年の湛水期に水田からのメタンの排出を削減し、地球温暖化防止に貢献

支援単価 800円/10a

地域特認取組

冬期湛水管理 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

適切な取水措置^{*1}、畦補強等^{*2}、有機質肥料の購入・投入^{*3}を講じた上で、冬期間の水田に2ヶ月以上水を張る取組

*1 雨水、融雪水のみに頼った湛水は支援対象になりません。

*2 畦補強等とは「湛水開始前の畦塗り」や「畦畔シートによる被覆」、「定期的な巡回による畦畔等の補修」等、水田における湛水状態を維持するための取組のことです。

*3 有機質資材のみを原料とした、購入金額が3,000円/10a以上の肥料を投入した場合のみ対象となります。

効 果

確認のため畦補強の前後の写真が必要です。

- 水田地帯の多様な生きものの保全に貢献
- 水田の窒素除去機能を利用して水質浄化に貢献

支援単価

① 有機質肥料投入 + 畦補強	8,000円/10a
② 有機質肥料投入のみ	7,000円/10a
③ 畦補強のみ	5,000円/10a
④ ①～③のいずれも未実施	4,000円/10a

江 の 設 置 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

水稻の本田内に栽培期間中を通じて湛水することができる江(溝)^{*}を設置する取組

*江の延長は、畦畔に沿ってほ場区画10a当たり原則10m以上、江の形状は市町村の生物多様性保全に関する計画等の中で定める深さ、幅に適合していることが必要です。

効 果

確認のため作溝作業の前後の写真が必要です。

- 水生生物の生息域や中干し期の避難場所を確保するほか、鳥類の餌場を確保し、生物多様性の保全に貢献

支援単価

① 作溝作業あり	4,000円/10a
② 作溝作業なし	3,000円/10a

*「作溝作業」とは江の設置、延長、補修を目的として行われる作溝に係る作業のこと。

炭 の 投 入 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

主作物の栽培期間の前後いずれかに、植物を炭化して製造した炭(木炭、竹炭、糀殻くん炭等)^{*}をほ場に施用する取組

*施用量は500リットル/10aまたは50kg/10a以上で、購入した資材を施用する場合が対象です。

効 果

- 土壤への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献

支援単価

5,000円/10a

総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた

畦畔除草及び秋耕 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減



水稻のIPM実践指標に基づく栽培管理に草刈機等による畦畔除草、秋耕を組み合わせた取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ① 新潟県IPM実践指標[水稻]で、合計点数25点以上(IPM実践度A)であること
- ② 水稻栽培期間中の畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより3回以上行っていること
- ③ 秋耕は水稻の収穫後に耕深5cm程度で耕うんし、稻わらのすき込みを実施していること

効 果

- IPM実践指標に基づく管理を行うことで、生物多様性の保全に貢献
- 収穫後の秋に稻わらをすき込むことで、翌年春の湛水期以降に発生する水田からのメタンを削減し、地球温暖化防止に貢献

支援単価

4,000円/10a

交付単価の調整・予算配分について

- 全国の要望総額が、国の予算額を超過する場合は、**交付額の調整**を行います。
- 調整を行う場合は、**全国共通取組の予算を優先的に確保**し、残額で地域特認取組と取組拡大加算を支援します。

農業者グループについて

- 農業者2戸以上^{*1}で構成する農業者グループが基本です。
例) 多面的機能支払の活動組織、中山間地域等直接支払の協定組織、集落営農組織、JA等の生産者部会、任意の研究会 等
- ただし、一定の条件^{*2} (次の①～②のいずれか) を満たす個人の農業者 (農業法人を含む) についても、市町村が特に認める場合は支援対象になります。
 - ① 自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上または同一市町村内における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上で支援対象取組を行う農業者
 - ② 複数の農業者で構成する農業法人
- 次に示す推進活動のうち、1つ以上に取り組む必要があります。
 - ・ 技術向上に関する活動 (技術資料等の作成・配付、実証ほの設置、ICTやロボット技術を活用した環境負荷低減の取組 など)
 - ・ 理解増進や普及に関する活動 (土壤診断^{*}や生きもの調査の実施、地域住民との農作業体験交流会の開催など)

※ 有機農業の取組で2,000円の加算措置を受ける場合、土壤診断は選択不可。
なお、取組面積の過半が中山間地または指定棚田地域の場合、推進活動の免除の適用を受けられます。

*1 本交付金の**支援対象取組（堆肥の施用等）を行う農業者が2戸以上含まれることが必要**です。

*2 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して推進活動を行い、環境保全型農業の拡大を目指す取組をする農業者条件の特例は令和4年度で廃止

申請手続き・取組の流れ

- ① 「事業計画」と「営農活動計画書」の提出 (原則として取組開始前、**遅くとも6月末まで**)

※ 有機農業の取組を行う農業者は、「農場管理シート」も併せて提出してください。

- ② 「交付申請書」の提出 (市町村が定める期日まで)

- ③ 支援対象となる営農活動や推進活動及び
みどりのチェックシートに定められた取組の実施

- ④ 「実施状況報告書」の提出

(市町村が定める期日まで・**遅くとも1月末まで**)

- ⑤ 「実績報告書」の提出 (市町村が定める期日まで)

- ⑥ 交付金の支払 (**3月末までに農業者への支払を完了**)

- ⑦ 「営農活動実績報告書」の提出* (翌年度の**4月末まで**)

継続して事業を実施する場合で、
事業計画の変更が生じる場合は、
①に準じて事業計画の変更の提出が必要です。

みどりのチェックシートも併せて
提出してください。

※ 実施状況報告時に取組が完了しており、取組面積が市町村からの確認通知と一致する場合は省略可。

制度や要件の詳細については、お近くの県地域振興局農林(農業)振興部または
農地が所在する市町村へお問い合わせください。